

地域の高齢者の方々の交流拠点に 「みんなの家 みなみ小松島」が誕生

小松島市内に居住する高齢者の方の介護予防を、福祉と農業との連携を通して取り組む団体「みんなの家 みなみ小松島」が発足し、合わせて、松島町内において高齢者の方が気軽に集まれる場所が整備されました。発足にともない2月16日、各地域の生活支援コーディネーターの方などが参加された連絡会が開催され、会則や役員人事などが話し合われた結果、会長には山本富繁さんが選出されました。

本年4月以降、高齢者の方々が集まれる居場所づくりや健康づくりを兼ねた農作業等の活動を本格的に行う予定です。

なお、みんなの家 みなみ小松島では、農作業等に参加できる方を随時募集しています。詳しくは、小松島市社会福祉協議会(☎33・2255)までお問い合わせください。



事務所で行われた連絡会議の様子

子どもはぐくみ医療費助成・重度心身障害者等医療費助成 ひとり親家庭等医療費助成の受給者証をお持ちの方へ

健康保険証に変更があった場合は変更届が必要です

健康保険証の記載内容に変更があった場合、それぞれの助成制度の利用において変更届が必要です。下記のとおり手続きに必要な物をご持参のうえ、市保険年金課 医療・年金担当（市役所1階④番窓口）にて申請してください。

※手続きを代理でされる場合、代理の方の身分証明書が必要です。詳しくはお問い合わせください。

子どもはぐくみ医療費助成	変更届が必要なとき	手続きに必要な物
	子どもの健康保険証の記号番号が変わったり、被保険者が変わって、新しい健康保険証が交付されたとき	子どもの健康保険証・受給者証・はんこ・子どもと被保険者のマイナンバーカードまたは通知カード・身分証明書(運転免許証など)

※被保険者が変更された場合、所得課税証明書が必要となるときがあります。

重度心身障害者等医療費助成	変更届が必要なとき	手続きに必要な物
	加入している健康保険証の記号番号が変わり、新しい健康保険証が交付されたとき	身体障害者手帳・療育手帳・健康保険証・受給者証・はんこ・受給者のマイナンバーカードまたは通知カード・身分証明書(運転免許証など)
新しく手帳が交付されたとき(障がいの程度や等級の変更がない場合を含む)		

ひとり親家庭等医療費助成	変更届が必要なとき	手続きに必要な物
	健康保険証の記号番号が変わり、新しい健康保険証が交付されたとき	受給者(父母など)および受給対象者の健康保険証・受給者証・はんこ・受給者(父母など)および受給対象者のマイナンバーカードまたは通知カード・身分証明書(運転免許証など)

【お問い合わせ・申請先】 市保険年金課 医療・年金担当（市役所1階④番窓口）

☎32・4120 / FAX 35・0173

Mail:hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp